

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 関係事務に係る処理基準

都道府県知事は、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号。以下「法」という。）第7条第4項の承認に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

- 1 都道府県知事は、市町村から法第7条第4項の申請に係る申請書の提出があったときは、申請内容が法第7条第3項各号に掲げる要件に該当するかどうか審査し、承認又は不承認を決定し、その旨を市町村に通知する。
- 2 承認に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第5条第2項の規定により同条第1項の許可が可能かどうかを審査し、必要がある場合には現地調査を行い、不適当な農用地の転用が行われることのないようにするものとする。
- 3 所有権の移転等が行われた後の土地の利用目的に関し、農業振興地域整備計画、都市計画への適合性の判断及び公共施設の整備状況、周辺の土地利用の状況等を勘案した判断など様々な観点があるため、関係部局が緊密に連携を図りつつ処理するものとする。
- 4 法第4条第1項に基づき農林水産大臣が定める定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成19年8月2日公表）第5の1にあるように、農林漁業は、農山漁村における基幹産業であり、その健全な発展を図ることが必要であることから、地域において定住等及び地域間交流の促進を図るための施設整備等を実施する際には、優良農地の確保に支障がないようにする必要があり、所有権の移転等を受ける土地が2ヘクタールを超える農用地であって、かつ、当該土地に係る所有権の移転等の内容が農地法第5条第1項本文に該当する場合を含む所有権移転等促進計画については、法第7条第3項第4号の要件に照らして適当でないことについて、都道府県知事は留意するものとする。
- 5 都道府県知事による承認を受けた所有権移転等促進計画については、法第8条第2項による通知が行われないため、当該承認が当該所有権移転等促進計画の効力発生前に最終的に都道府県知事によって確認する機会となるものであることから、当該所有権移転等促進計画の全体の内容が適切なものであることを確認する必要がある。
- 6 都道府県知事は、所有権移転等促進計画について承認しようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならないこととされているが（法第7条第5項）これは、農用地の適切な転用を行うという趣旨からされるものであることに留意する。